

和 解 調 書

事 件 の 表 示

平成 20 年(ワ)第 1455 号, 同第 3845 号, 平成 22 年(ワ)第 943 号, 同第 1791 号, 同第 3654 号, 平成 23 年(ワ)第 2170 号, 同第 2861 号, 同第 3200 号, 同第 3408 号, 同第 3658 号, 平成 24 年(ワ)第 220 号, 同第 727 号, 同第 822 号, 同第 1194 号, 同第 1428 号, 同第 1583 号, 同第 1954 号, 同第 2435 号, 同第 2891 号, 平成 25 年(ワ)第 377 号, 同第 559 号, 同第 586 号, 同第 835 号, 同第 1124 号, 同第 1223 号, 同第 1443 号, 同第 1679 号, 同第 1897 号, 同第 2132 号, 同第 2568 号, 平成 26 年(ワ)第 169 号, 同第 430 号, 同第 884 号, 同第 1374 号, 同第 1851 号, 同第 2112 号, 同第 2283 号, 平成 27 年(ワ)第 30 号

期 日 平成 27 年 3 月 27 日 午前 9 時 45 分
場 所 札幌地方裁判所民事第 5 部和解室
裁判長 裁判官 本 田 晃
裁 判 官 浅 田 秀 俊
裁 判 官 貝 阿 彌 健
裁判所書記官 廣 海 賢 治
出頭した当事者等 別紙「出頭当事者目録」記載のとおり
指 定 期 日 (追って指定)

手 続 の 要 領 等

裁判長

- 1 全国 B 型肝炎訴訟原告団及び全国 B 型肝炎訴訟弁護団を, いずれも利害関係人として参加させる。

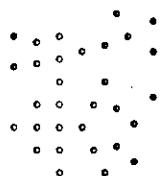
2 利害関係人ら及び被告に対し、別紙「基本合意書（その2）」のとお
り合意するよう勧告する。

利害関係人ら及び被告

1 利害関係人ら及び被告は、本日、別紙「基本合意書（その2）」の
とおり合意した。

2 利害関係人ら及び被告は、別紙「基本合意書（その2）」が、平成2
3年6月28日付け基本合意書に基づく和解手続のための基本的事項に
係る合意であり、上記和解手続によらず判決手続を求める場合における
主張立証を制約するものでないことを相互に確認する。

裁判所書記官 廣 海 賢 治



(別紙)

出 頭 当 事 者 目 録

原告ら訴訟代理人兼利害関係人全国B型肝炎訴訟弁護団代表者

原告ら訴訟代理人	佐 奥	藤 泉	哲 尚	之 洋
同	大 大	崎 崎	康 康	二 潤
同	佐 佐	木 木		哲 度
同	中 中	島 島		平 太
同	高 高	田 田	淳 健	雅 里
同	高 高	木 木	大 知	介 樹
同	川 川	橋 橋	裕 大	美 郎
同	南 南	彦 須	洋 壯	史 郎
同	安 安	川 越	大 洋	一 郎
同	高 高	須 川	壯 糾	規 男
同	皆 皆	藤 野	真 正	輔 子
同	森 森	妻 保	晴 大	臣 輔
同	武 武	橋 山	綾 広	晋 義
同	長 長	川 丸	大 啓	正 義
同	我 我	野 妻	正 康	成 真
同	久 久	保 橋	大 綾	香 孝
同	高 高	山 川	綾 広	伯 司
同	小 小	丸 丸	啓 正	一 里
被告指定代理人	宮 德	庄 田	康 成	志 徹
同	原 新	田 井	成 真	信
同	山 新	井 橋	香 孝	
同	新 高	橋 沢		
同	高 唐	水 積		
同	唐 清	中 田		
同	清 稻	田 中		
同	稲 田	義 信		
利害関係人全国B型肝炎訴訟原告団代表者	田 中	義 信		

(別紙)

基本合意書 (その2)

全国B型肝炎訴訟原告団及び同弁護団と国(厚生労働大臣)とは、死亡又は肝がん・肝硬変(重度)及び肝硬変(軽度)の発症から20年を経過した者の取扱いについて、次のとおり合意する。

第1 和解金の定め等

1 病態等の区分

被告は、下表左欄の当該原告の病態等の区分に応じ、当該原告又はその相続人である原告らに対し、同表右欄の和解金(相続人らは相続分で按分)を支払うものとする。

(1) 死亡、肝がん又は肝硬変(重度)(死亡後又は発症後提訴までに20年を経過したと認められる者)	900万円
(2) 肝硬変(軽度)(発症後提訴までに20年を経過したと認められる者のうち、現に治療を受けている者等)	600万円
(3) 肝硬変(軽度)(発症後提訴までに20年を経過したと認められる者のうち、(2)に該当しない者)	300万円

2 「現に治療を受けている者等」の意義

第1項1(2)の「現に治療を受けている者等」とは、以下のいずれかの事由のある者をいう。

- (1) 当該原告の訴訟提起の日から1年前の日以降の時点において、病理組織検査により肝硬変と認められ、当該肝硬変がB型肝炎ウイルスの持続感染と相当因果関係があると認められること。
- (2) 当該原告の訴訟提起の日から1年前の日以降の時点において、医師の診断書(肝硬変に矛盾のない臨床経過等の記載)に加え、診断を裏付ける診

療録，画像検査報告書及び血液検査結果等により，総合的に肝硬変と認められ，当該肝硬変がB型肝炎ウイルスの持続感染と相当因果関係があると認められること。

(3) 以下のいずれかの事実が医療記録等から認められること。

ア 天然型インターフェロン α 製剤等，効能・効果として「HB e 抗原陽性でかつDNAポリメラーゼ陽性のB型慢性活動性肝炎のウイルス血症の改善」が添付文書に記載されている薬剤による治療歴があること。

イ 核酸アナログ製剤のうち，効能・効果として「B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患におけるB型肝炎ウイルスの増殖抑制」が添付文書に記載されている薬剤による治療歴があること。

ウ 免疫調整薬のうち，B型肝炎の治療目的として，ステロイド（ステロイドリバウンド療法）又はプロパゲルマニウムによる治療歴があること。

3 病態の進展に伴う和解金の追加支払

最初に提起した訴訟において，第1項1(1)のうち肝がん又は肝硬変（重度），同(2)又は同(3)に該当するとしての和解金の支払を受けた当該原告が，その後の症状の進展により，平成23年6月28日付け基本合意書別紙基本合意書（案）（以下「基本合意書（案）」という。）第2の3におけるより上位の病態の区分に新たに該当することになったとして提起した後行訴訟（ただし，死亡後又は発症後提訴までに20年を経過していない場合に限る。）において，その事由の立証があったときには，被告は，当該原告に対し，基本合意書（案）第3の1(1)の表の①右欄の和解金を支払うものとする。

第2 再発肝がんに関する民法724条後段の20年の起算点等

1 民法724条後段の20年の起算点

(1) 原則

第1項1(1)、(2)及び(3)の「発症後提訴までに20年を経過したと認められる者」につき、発症の時期は、カルテや各種検査結果（原データ）等の医療記録に基づき、医学的知見を踏まえて総合的に判断する。

(2) 例外

当該原告の病態の区分が基本合意書（案）第2の3（2）であり、多中心性発生による肝がん（過去に発症した肝がんの根治後における非がん部（治療後の残存肝）から発生した新しい肝細胞がん）を再発した場合は、当該多中心性発生による肝がんを再発した時期を肝がんの発症の時期とみなす。

2 二重給付をしないことについて

上記1(2)の扱いは、民法724条後段の20年の起算点に関するものであり、当該原告が複数回同一の病態（基本合意書（案）第2の3(2)の病態（肝がん））に該当することを認めるものではなく、病態の区分が基本合意書（案）第2の3(2)（肝がん）であるとして、3600万円又は第1項1(1)の和解金の支払を受けた原告らは、肝がんが再発した場合（複数回再発した場合を含む。）であっても、重ねて同第2の3(2)（肝がん）の病態の区分に基づく和解金（3600万円又は第1項1(1)の和解金）の支払を受けることができない。

3 資料の提出

被告から、過去に発生した肝がんの根治の点などで、再発肝がんが多中心性発生による肝がんか否かの確認に必要があるとして、さらに医療記録の提出を求められた原告らは、その求めを受けた後、速やかに同資料を提出する。

平成27年3月27日

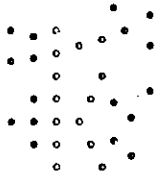
全国B型肝炎訴訟原告団

代表

全国B型肝炎訴訟弁護団

代表

厚生労働大臣



これは謄本である。

平成27年3月27日

札幌地方裁判所民事第5部

裁判所書記官 廣海賢治

